

令和5年度 新潟県湯沢町
「地域おこし協力隊（スポーツ分野）」募集要項

湯沢町はスポーツによって住民の健康とコミュニティづくりを実現させる事業を展開しています。

そこで、湯沢町では、健康づくりの事業に携わることで自らもノウハウを蓄積し、地域の活性化を担う人材として、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 受入先（活動拠点）

NPO法人 ユースポ！（湯沢町総合型地域スポーツクラブ）
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立628番地1（湯沢カルチャーセンター内）

2. 募集人数

1名

3. 業務概要

湯沢町総合型地域スポーツクラブユースポ！に常駐し、運動教室の指導または指導補助を実施。同時に、日々の事務処理、窓口対応、電話対応のほか、教室の様子の発信活動などを行っていただきます。

4. 募集対象（次の要件を全て満たす方）

- ① 申込みの時点で住民票及び生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く。）であり、隊員を委嘱された場合、湯沢町へ住民票の異動及び生活の本拠を置くことのできる方。
- ② 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ③ 20歳以上概ね35歳以下の方
- ④ 受入先等における協力隊の地域活動に深い理解及び熱意を有する方
- ⑤ 地域行事などに積極的に参加できる方
- ⑥ 町内に定住する意欲がある方
- ⑦ 普通自動車運転免許を有する方
- ⑧ パソコンの一般的な操作ができる方

※幼児から高齢者まで運動指導を実施していただく予定です。この業務に有用な資格保持者を歓迎します。無資格者も応募可能。

5. 活動時間

- ・1 日当たりの勤務時間は8時間

①午前枠10：00～18：45 または ②午後枠12：30～21：15 を基本とし、業務の内容により変形労働時間を適用します。

- ・休暇等

土曜日、日曜日、祝日、年末年始6日間、夏期休暇3日間

勤務時間に応じた年次有給休暇付与有り。

土曜日・日曜日・祝日に勤務する場合があります。その場合は他の日と振り替えます。

6. 委嘱形態及び期間等

- ① 湯沢町の地域おこし協力隊員として、湯沢町長が委嘱します。

※町との雇用関係はありません。NPO法人ユースポ！と雇用契約を結んでいただきます。

- ② 期間は契約日から令和6年3月31日までとします。ただし、年度ごとに勤務実績等を踏まえ、委嘱の日から3年を越えない範囲で更新する場合があります。

※地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合、委託期間中であっても、その契約を解くことができるものとします。

7. 報償費

・無資格者の場合 月額160,000円

・有資格者の場合 月額180,000円

※社会保険料等控除後の金額です。（賞与、手当等は支給しません）

8. 活動経費等

- ① 住居は受入先が提供（受入先が貸借し、費用負担）する勤務地域内の住宅に居住していただきます。ただし、水道光熱費等は個人負担です。

- ② 活動で使用するパソコン等は受入先で貸与されます。

9. 待遇・福利厚生

- ① 勤務時間外で活動に支障がなければ、兼業を認める場合もあります。（届出と許可が必要です。）

- ② 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

10 その他

本町までの交通費及び引越し費用、建物火災保険、生活備品、光熱水費、町内会費、その他経費は本人負担となります。

11. 応募手続

①受付期間

・随時受付中

②提出書類

・応募用紙（指定用紙：第1号様式）

※町ホームページからダウンロードしてください。

・レポート（課題「湯沢町のスポーツ振興に活かしたい私の能力や魅力」）

※1000字程度で作成してください。（A4サイズ、書式自由）

・履歴書（市販のもので可 写真添付）

・住民票抄本

※提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

12. 申込み・問い合わせ先

〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1580番地

湯沢町教育委員会 子育て教育部 教育課（担当：古川、南雲）

電話：025-784-2211

メール：kyouiku@town.yuzawa.lg.jp

13. 選考

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

① 第1次選考合格者を対象とした面接を実施し、採用を決定します。（会場は湯沢町役場）

② 第2次選考の合否の結果は、第2次選考終了後、1週間以内に文書で通知します。

③ 採用決定後、受入先との面談・住居の確認等を経て着任となります。

④ 提出書類の郵送料、面接に要する交通費、宿泊費など本応募に要する全ての経費は応募者の負担となります。